

男女共同参画社会とは

男女共同参画社会は **誰もが暮らしやすい社会** です。

多様な生き方を尊重して、誰もが自分の意思で職場、学校、地域、家庭などのあらゆる場面で参画し、互いに支えあいながら、共に責任を担い、自分らしく力を発揮できる社会です。「男性だから」、「女性だから」という考え方にとらわれずに、人として平等に扱われるべきという考え方です。



男女共同参画社会基本法では……
(男女共同参画社会基本法第2条第1号)

「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」

6月23日から29日は「男女共同参画週間」です

毎年6月23日から29日までの1週間は「男女共同参画週間」です。男性と女性が、職場・学校・地域・家庭で、それぞれの個性と能力を発揮できる社

会の実現について、一緒に考えてみましょう。

本町では、平成24年3月に「第2次大山町男女共同参画プラン」を策定し、4月1日から「大山町男女共同参画推進条例」が施行となりました。

少子高齢化・過疎化の進行、家族形態の多様化、地域における人間関係の希薄化、社会経済の状況が急速に変化していく中で、男女共同参画社会の実現は、より一層重要な課題となっております。みなさん一人ひとりの取組が必要です。

4月中旬に、概要版を全戸に配布しておりますので、ぜひこの機会に、手にとってみてください。

* 本の紹介コーナーを設置します

6月23日から7月6日までの2週間、人権交流センター及び町立図書館本館、名和・大山各分館で、女性の人権に関する本の紹介コーナーを設置します。

みなさんのご来館をお待ちしております。

男女共同参画 審議会委員を 一般公募します

大山町男女共同参画推進条例が4月1日に施行となりました。それに伴い男女共同参画の推進に関する基本的な計画などについて、調査審議する「大山町男女共同参画審議会」の公募委員を募集します。

◆対象

町内に居住または勤務しておられる方で、男女共同参画の推進に意欲と関心のある方。おおむね18歳以上の方。

◆公募委員数 5人程度

◆任期 平成24年8月1日(予定) から2年間

◆応募方法

所定の応募用紙に必要事項



を記入し、人権交流センター、本庁総務課、中山・大山各支所総合窓口課へ提出してください。

◆締切 7月13日(金)

◆その他 審議会は年に1〜2回程度実施します。

※応募用紙は、人権交流センター、本庁総務課、中山・大山各支所総合窓口課に設置しています。また、大山町ホームページにも掲載しています。

◆問い合わせ先

人権推進課

☎ 0859-54-2286

(大山町茶畑1077-3

大山町人権交流センター内)

お詫びと訂正

広報だいせん5月号15ページの記事中、「部落開放」となっているのは誤りで、正しくは「部落解放」です。お詫びして訂正します。